

## 鹿 児 島 県 公 報

平成30年9月18日（火）第3452号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（4件）（障害福祉課取扱い） 1
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（3件）（水産振興課取扱い） 4
- 地籍調査の成果の認証（農地保全課取扱い） 5
- 道路の区域の変更（道路維持課取扱い） 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（2件）（大隅地域振興局取扱い） 5  
（熊毛支庁取扱い） 6

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 直接請求の連署に必要な有権者の数（※）（選挙管理委員会取扱い） 6
- 政治団体の名称等の公表（選挙管理委員会取扱い） 7

## 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 9

## 告 示

## 鹿児島県告示第896号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成30年9月18日

鹿児島県知事 三反園訓

病院又は診療所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
はあと診療所	鹿児島市上荒田29番18号パールシャイン年永1階	平成30年9月1日	精神通院医療
中之島へき地診療所	鹿児島郡十島村中之島133	平成30年9月1日	精神通院医療
昭南病院	曾於市大隅町下窪町1番地	平成30年9月1日	精神通院医療
びろうの樹脳神経外科	志布志市有明町野井倉8041番1	平成30年9月1日	精神通院医療
病院芳春苑	志布志市志布志町安楽3008-5	平成30年9月1日	精神通院医療
田村脳神経外科クリニック	鹿屋市川西町4475番地3	平成30年9月1日	精神通院医療
医療法人仁心会西原保養院	鹿屋市西原二丁目29番22号	平成30年9月1日	精神通院医療
小浜クリニック	鹿屋市吾平町上名10番地	平成30年	精神通院医療

		9月1日	
池田病院	鹿屋市下祓川町1830番地	平成30年 9月1日	精神通院医療
メンタルホスピタル鹿屋	鹿屋市田崎町1043-1番地	平成30年 9月1日	精神通院医療
県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元一丁目8-8	平成30年 9月1日	精神通院医療
平和台病院	鹿屋市寿四丁目1-43	平成30年 9月1日	精神通院医療
徳田脳神経外科病院	鹿屋市打馬一丁目11248番地 1	平成30年 9月1日	精神通院医療
桜ヶ丘病院	鹿屋市西原四丁目15番5号	平成30年 9月1日	精神通院医療
こだま小児科	鹿屋市笠之原町29番24号	平成30年 9月1日	精神通院医療
恒心会おぐら病院	鹿屋市笠之原町27番22号	平成30年 9月1日	精神通院医療
垂水市立医療センター垂水中央病院	垂水市錦江町1番地140	平成30年 9月1日	精神通院医療
肝属郡医師会立病院	肝属郡錦江町神川135番地3	平成30年 9月1日	精神通院医療
長浜医院	肝属郡錦江町城元895番地12	平成30年 9月1日	精神通院医療
岸良診療所	肝属郡肝付町岸良652番地2	平成30年 9月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第897号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成30年9月18日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
有限会社ヒロ調剤薬局	曾於市末吉町本町2-11-6	平成30年 9月1日	育成医療・更生医療

## 鹿児島県告示第898号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成30年9月18日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
有限会社淳芳堂田中調剤薬局	鹿児島市城西三丁目7番13-2号	平成30年 9月1日	精神通院医療
そうごう薬局出水店	出水市明神町482番地	平成30年 9月1日	精神通院医療
コトブキ薬局鹿児島店	曾於市大隅町下窪町2番地の2	平成30年 9月1日	精神通院医療
有限会社ヒロ調剤薬局	曾於市末吉町本町2-11-6	平成30年	精神通院医療

		9月1日	
財部調剤薬局	曾於市財部町南俣11272番地5	平成30年9月1日	精神通院医療
いわもと調剤薬局	志布志市志布志町志布志3227の14	平成30年9月1日	精神通院医療
ドレミ薬局大崎支店	曾於郡大崎町神領2430番地1	平成30年9月1日	精神通院医療
あっふる調剤薬局	鹿屋市西原一丁目23番5号	平成30年9月1日	精神通院医療
二矢調剤薬局	鹿屋市今坂町12572-11	平成30年9月1日	精神通院医療
崎山調剤薬局	鹿屋市上谷町11214番地11	平成30年9月1日	精神通院医療
ふだもと薬局	鹿屋市札元2-3808-10	平成30年9月1日	精神通院医療
あさひ薬局	鹿屋市寿五丁目2番39-1号	平成30年9月1日	精神通院医療
吾平中央薬局	鹿屋市吾平町上名7682番地4	平成30年9月1日	精神通院医療
さくら調剤薬局	鹿屋市札元一丁目6番43号	平成30年9月1日	精神通院医療
5丁目調剤薬局	鹿屋市寿五丁目26番18号	平成30年9月1日	精神通院医療
はらいがわ調剤薬局	鹿屋市下祓川町1856番地3	平成30年9月1日	精神通院医療
ティワイ薬局	鹿屋市川西町4474番地2	平成30年9月1日	精神通院医療
三井調剤薬局寿店	鹿屋市寿三丁目11-29	平成30年9月1日	精神通院医療
センター薬局	鹿屋市西大手町3番19号	平成30年9月1日	精神通院医療
有限会社三愛調剤薬局	鹿屋市旭原町3628番地3	平成30年9月1日	精神通院医療
きりん薬局	鹿屋市笠之原町29番23号	平成30年9月1日	精神通院医療
三井調剤薬局バイパス店	鹿屋市旭原町3644-7	平成30年9月1日	精神通院医療
垂水市民薬局	垂水市錦江町1番135	平成30年9月1日	精神通院医療
有限会社かわごえ薬局支店	肝属郡錦江町城元734番地	平成30年9月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第899号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成30年9月18日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
グリーン薬局	枕崎市折口町119番地	平成30年	精神通院医療

		9月1日	
曾於薬剤師会薬局	曾於市大隅町月野893番地1	平成30年 9月1日	精神通院医療
やまのうち薬局	曾於市大隅町下窪町101番地	平成30年 9月1日	精神通院医療
下町調剤薬局	志布志市志布志町志布志一丁目11番11号	平成30年 9月1日	精神通院医療
NPO法人肝属調剤薬局	肝属郡錦江町神川175番地1	平成30年 9月1日	精神通院医療

**鹿児島県告示第900号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成30年9月18日から同年10月2日まで北さつま漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成30年9月18日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名  
出水市明神町2660番地5 蒔平良市  
出水市荘3661番地12 浦崎実  
出水市汐見町1042番地 桑野道夫
- 2 加入区  
出水加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
北さつま漁業協同組合

**鹿児島県告示第901号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成30年9月18日から同年10月2日まで垂水市漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成30年9月18日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名  
垂水市海潟575番地7 隈元祐二  
垂水市海潟729番地 川畑讓  
垂水市松原町54番地 松尾恒美
- 2 加入区  
垂水加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
垂水市漁業協同組合

**鹿児島県告示第902号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を平成30年9月18日から同年10月2日まで瀬戸内漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成30年9月18日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 発起人の住所及び氏名  
大島郡瀬戸内町大字古仁屋242番地 池田啓男  
大島郡瀬戸内町大字薩川193番地イ 豊島裕久  
大島郡瀬戸内町古仁屋瀬久井西9番地7 永田正己
- 2 加入区  
瀬戸内加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
瀬戸内漁業協同組合

**鹿児島県告示第903号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

平成30年9月18日

鹿児島県知事 三反園訓

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
西之表市	平成28年8月1日から平成29年12月20日まで	地籍図及び地籍簿	西之表市西之表の一部	平成30年9月6日
西之表市	平成28年6月30日から平成29年12月20日まで	地籍図及び地籍簿	西之表市安城の一部	平成30年9月6日
西之表市	平成29年4月24日から平成30年1月24日まで	地籍図及び地籍簿	西之表市桜が丘	平成30年9月6日
奄美市	平成28年4月1日から平成30年2月28日まで	地籍図及び地籍簿	奄美市笠利町大字用及び笠利町大字和野の各一部	平成30年9月6日
徳之島町	平成28年4月1日から平成29年11月14日まで	地籍図及び地籍簿	徳之島町花徳及び山の各一部	平成30年9月6日

**鹿児島県告示第904号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年9月18日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年9月18日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	柿ノ木志布志線	志布志市志布志町内之倉字柳3番6地先から同市志布志町内之倉字蓑輪69番4地先まで	前	5.2～14.2	326.9
			前	9.4～30.4	320.0
			後	9.4～30.4	320.0

**大隅地域振興局告示第28号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があった。

平成30年9月18日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労継続支援A型エバーサンクス！	鹿屋市川西町4263番地3	かのや福祉労働株式会社	鹿屋市田崎町2266番地2	田嶋 光治	平成30年9月30日	就労継続支援A型

## 熊毛支庁告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成30年9月18日

熊毛支庁長 大田浩一

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
すびか	西之表市安城3680番地350	特定非営利活動法人こすも	西之表市安城3680番地350	松岡 勝廣	平成30年9月30日	自立訓練（生活訓練）

## 選挙管理委員会告示

## 鹿児島県選挙管理委員会告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、平成30年6月15日鹿児島県選挙管理委員会告示第13号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

平成30年9月18日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

左 欄	右 欄	
地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	27,387	
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数		
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	271,168	
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超え	鹿児島市・鹿児島郡区	150,128
	鹿屋市・垂水市区	32,454
	枕崎市区	6,119
	阿久根市・出水郡区	8,897
	出水市区	14,715
	指宿市区	11,655

る場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)	西之表市・熊毛郡区	11,756
	薩摩川内市区	26,365
	日置市区	13,599
	曾於市区	10,471
	霧島市・始良郡区	37,060
	いちき串木野市区	7,988
	南さつま市区	9,783
	志布志市・曾於郡区	12,524
	奄美市区	13,606
	南九州市区	10,137
	伊佐市区	7,541
	始良市区	21,167
	薩摩郡区	6,124
	肝属郡区	10,690
大島郡区	16,881	
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	271,168	
地方自治法第86条第1項に基づく副知事, 選挙管理委員, 監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		

**鹿児島県選挙管理委員会告示第20号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による設立の届出があつた政治団体，法第7条第1項の規定による異動の届出があつた政治団体，法第17条第1項の規定による解散の届出があつた政治団体，法第19条第3項の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があつた政治団体の名称等は，次のとおりである。

平成30年 9 月 18 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1 設立の届出があつた政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
かこい隆志後援会	梶 隆志	鎌倉 宗晃	始良市平松7219番地2	平成30年 8月1日
柏木たつじ後援会	柏木 辰二	盛喜 明	大島郡天城町天城487番地7	平成30年 8月2日
情報公開かごしま	下山 直哉	下山 辰郎	鹿児島市南林寺町17-	平成30年

		17-805	8月10日
--	--	--------	-------

## 2 異動の届出があった政治団体

## (1) 政党の支部

## 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
国民民主党鹿児島県第4区総支部	藤田 太一	政治団体の名称	国民民主党鹿児島県第4区総支部	民進党鹿児島県第4区総支部	平成30年8月29日
		主たる事務所の所在地	鹿児島市荒田1-4-14丸田ビル2F	始良市東餅田2595-2	
		会計責任者の氏名	泉 広明	皆吉 利枝子	
自由民主党鹿児島県自動車整備支部	小城 和臣	主たる事務所の所在地	鹿児島市小松原一丁目28番3号	鹿児島市谷山港二丁目4番地16	平成30年8月16日
		代表者の氏名	小城 和臣	五位塚 高盛	平成30年8月2日
		会計責任者の氏名	後藤 照隆	淵脇 一臣	

## (2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

## 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
五十嵐りゅうすけ後援会	五十嵐 隆亮	政治団体の名称	五十嵐りゅうすけ後援会	五十嵐隆亮後援会	平成30年7月24日
		主たる事務所の所在地	始良市東餅田2460番地4ヴェルジェ帖佐202号室	始良市宮島町32番13セジュール前田201号室	
江崎ときかず後援会	江崎 時和	会計責任者の氏名	永井 敏昭	中川 優	平成29年10月1日
鹿児島県獣医師連盟	比良 忠	政治団体の名称	鹿児島県獣医師連盟	鹿児島県獣医師政治連盟	平成30年4月1日
田畑浩一郎・浩友会	中村 邦彦	会計責任者の氏名	加治佐 貴浩	福吉 秀一	平成30年8月29日
鶴野将光後援会	鶴野 忠光	代表者の氏名	鶴野 忠光	鶴野 将光	平成29年10月27日
		会計責任者の氏名	鶴野 サチ子	鶴野 有香	
湯元よしひろ後援会	敷根 忠昭	主たる事務所の所在地	始良市鍋倉829	始良市西餅田2964-2	平成30年6月1日

## 3 解散の届出があった政治団体

## その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
榎元一巳後援会	西之表市安城763-2番地	木原 一郎	平成30年7月31日
九州南部たばこ販売政治連盟国分支部	霧島市国分中央三丁目12番54号松田ビル206	森山 博文	平成30年5月31日



	号		
鶴野将光後援会	大島郡徳之島町亀津 1297-1	鶴野 忠光	平成30年7月31日
とめよう原発！かごしまの会	鹿児島市坂之上二丁目 33-48	平良 行雄	平成30年8月26日
中山信一後援会	志布志市志布志町志布 志三丁目2-5	谷口 松生	平成30年7月31日
やまさき正明後援会	始良市西餅田3327-6	山崎 正明	平成30年8月6日

- 4 資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体  
法第19条第3項第2号による届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
平良 行雄	とめよう原発！かごしまの会	平成30年8月26日

## 公安委員会告示

### 鹿児島県公安委員会告示第88号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成30年9月18日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
回胴式遊技機	ワンダフルジャック/W2	岡崎産業株式会社	7S1921